J A M 政策NEWS

2016 年 4 月 28 日 第 2016 - 21 号 【発 行】J A M 【発行責任者】河 野 哲 也 【編 集】総合政策グループ Tol. 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

熊本地震に伴う雇用保険失業給付の特例措置

熊本地震による災害を激甚災害に指定する政令が4月25日の閣議で決定され、併せて激甚災害に 対処するための特別援助等に関する法律の規定に基づき雇用保険の特例措置が適用されることにな りました。

この特例措置は、熊本地震による災害により事業所が休止・廃止したことにより、賃金を受け取れなくなった場合、休業している方に対し、<u>失業しているとみなして</u>雇用保険の基本手当を支給するものです。特例措置の適用期限は2017年4月13日までです。

【熊本地震に伴う雇用保険失業給付の特例措置】

- 1. ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。
- 2. 居住地を管轄するハローワークに来所できないときは他のハローワークでも手続きができます。
- 3. 災害時における雇用保険の特例措置
 - ①熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方は、実際に 離職していなくとも、失業給付を受給できます。
 - ②熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方は、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- ☆雇用保険に6ヵ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- ☆勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」(①の場合)または「雇用保険被保険者離職票」 (②の場合)身分証明書、本人名義の預金通帳・カード、写真が必要です。ただし、受給手続きにこれらの確認 書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。

<制度利用にあたっての留意事項>

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の被保険者期間であった期間は通算されません。

組合員のご親族・知人が該当する場合があります。組合員の方々に周知をお願いします。

熊本労働局・管下の労基署 熊本地震に伴う震災関連相談窓口開設

4月26日、厚生労働省は熊本地震に伴い、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する震 災関連相談窓口を熊本労働局及び管下の全労働基準監督署に開設しました。

<震災関連窓口では以下について相談を受け付けます。>

- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談
- ・労働保険料の納期限等に関する相談
- ・労災補償給付等に関する相談